

高知県ものづくり名人派遣事業実施要綱

第1 事業の目的

学校、団体（地域コミュニティ、業界団体等）（以下「学校等」という。）からの依頼に応じ、ものづくりにおいて優れた技能・技術を有する技能者、技術者を「ものづくり名人」として派遣し、次代を担う若者や県民にもものづくりの機会を提供することにより、本県の技能を尊重する社会づくりの実現を図ることを目的とする。

第2 「ものづくり名人」の登録

「ものづくり名人」とは、本事業の趣旨に賛同し、自らの意思により登録した熟練技能者、技術者をいう。

登録を期待する者は、次のような優れた技能・技術を有し、かつ他のものの模範と認められる技能者、技術者や団体である。

- (1) 土佐の匠認定者
- (2) 卓越した技能者（現代の名工）、高度熟練技能者（中央職業能力開発協会）
伝統工芸士等の熟練技能者、技術者
- (3) 学校等でものづくり教室等の指導ができる団体
- (4) 技能検定の指導ができる団体
- (5) 工場、施設等の見学可能な団体（企業）

第3 事業の内容

「ものづくり名人」は、学校等からの依頼により次の活動を行うものとする。

- (1) 小学生、中学生、高校生を対象としたものづくり教室等の指導及び講演
- (2) 専門（職業）高校における技能検定受検の指導
- (3) 地域の生涯学習等におけるものづくり教室等の指導及び講演
- (4) 業界団体への技能・技術の継承及び向上のための指導
- (5) その他ものづくり技能を尊重する社会づくりに資する活動

第4 委託

県は、高知県職業能力開発協会に事業の全部または一部を委託することができる。

第5 登録の方法

「ものづくり名人」の登録は次の内容を原則として別に定める。

- (1) 「ものづくり名人」の登録は、本事業の趣旨に賛同し、「ものづくり名人」として活動できる者の申し出により行う。
- (2) 「ものづくり名人」は登録を辞退することができる。
- (3) 県は、「ものづくり名人」としての活動が期待できない場合等は、「ものづくり名人」に連絡のうえ登録を取消することができる。

第6 実施の方法

(1) 情報の提供

県は、登録者の同意のうえ、「ものづくり名人」の情報や支援内容をインターネット等で情報発信し、事業の周知を図る。

(2) 派遣依頼の受付

学校等は、別紙「様式第1号」により学校等が主催するものづくり事業、研修会の講師又は指導者として派遣を依頼することができる。

(3) 派遣の決定

県は、派遣依頼を受けたときは、事業内容が適切と認められる学校等に対し、「ものづくり名人」と調整のうえ、別紙「様式第2-1号」、「様式第2-2号」により派遣を決定する。

なお、「ものづくり名人」派遣の決定は、依頼者の事業を主催、共催、後援等を決定するものではなく、講師等の派遣に係る費用の一部を負担することを決定するものである。

(4) 事業実施報告

派遣決定を受けた学校等は、事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日までに別紙「様式第3号」により事業実施報告書の提出をしなければならない。

(5) 事業の延期及び中止

派遣決定後、派遣決定を受けた学校等がやむを得ない理由により事業を1ヶ月以上延期する場合、又は中止する場合は、速やかに別紙「様式第4号」を提出しなければならない。

(6) 派遣人員

県が派遣する人員は、1回につき1名から4名とする。ただし、県が認めるときは、5名以上を派遣することができる。

第7 経費の支払い

県は、ものづくり名人の派遣を決定した場合は、第3の(1)から(5)の事業のうち、派遣に要した経費の謝金及び旅費について予算の範囲内で下記により「ものづくり名人」に支払うものとする。

経費区分	金額	備考
謝金	15,000円/日 (税抜)	2～4時間程度を標準とする。 * 5時間以上の場合は、20,000円(税抜)とする。
旅費	県の旅費規程による。 ただし、委託した場合において、県が認める場合は委託先の旅費規程によることができる。	

* 材料費等は依頼者の負担とする。

「ものづくり名人」には、税込みの金額を支払うものとする。

第8 その他

この要綱に定めるものの他必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則
この要綱は、平成16年4月13日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年10月24日から施行する。